

# デジタル時代の公共放送論 Part 3

## NHKの再生に期待する

文教大学大学院情報学研究科 教授 高島 秀之†

Hideyuki Takashima†

あらまし 筆者はNHKに35年勤務、ディレクター・プロデューサーとして番組を制作、大学に転じてからもキャスターを勤めた。OBとして一連の不祥事を詫び、そのキャリアから懇談会報告について思うところを述べたい。

### 1. 公共放送とは何か

懇談会は「抜本の見直しと改革」というフレーズを9回用いてNHK改革を求めた。しかし「公共放送」「公共性」については何も触れていない。EU諸国は、公共放送に関する議定書を作成し、公共放送を国や地域の文化を伝える文化の担い手、誰でもが見たい番組を自由に選べる放送、視聴者との開かれた対話ができる放送と位置づけている。

報告書は「娯楽・スポーツ部門は公共性が高いとはいえないので関連会社に分離する」とするが、公共放送に良質な娯楽やスポーツは欠かせない。スポーツの世界は冠が進み、メディアと結託した商業主義が横行し、公共放送が取り上げるのを躊躇するような擬似イベントも多いが、スポーツ中継やその配信を子会社に任せれば、さらに商業化が進み、マイナーなスポーツは放送すらされなくなるだろう。

娯楽こそは公共放送が取り上げるべき国民的な「文化」である。NHKが手を引けば、能・狂言、歌舞伎・文楽・古典芸能・落語、民謡や民俗芸術、バレエ・オペラ・クラシック・ジャズは衰退の一途を辿る。演歌や漫才、軽演劇といったジャンルを一段低い芸と考えるのは偏見でしかない。フランス放送法では公共放送の目的を「情報、文化、知識、娯楽、スポーツの分野における多様な番組の提供」と規定し、英国の特許状では「情報、教育及び娯楽の番組をあまねく提供するための公共サービス」と規定している。

### 2. 政府と公共放送

報告書が全く触れていないことに公共放送と政府との関係がある。PART2のBBCの項で触れたように、公共放送が排すべきは権力との癒着である。支払い拒否による批判

と不信は、金銭的不祥事のみならず、NHKの政治との距離に対する疑念があった。予算・決算は総務大臣の意見を付して国会に提出され、承認を必要とする。こうした過程で、政府や監督官庁の顔色を伺い、ロビー活動を展開するNHKだとしたら、視聴者ははたして信を置くだろうか？国家権力を含めたあらゆる権力から自由であることが、その正統性を獲得し、公共放送の存立根拠となる。

### 3. 国益か公益か？国際放送を巡って

海外への情報発信力の強化は、政府が期待しているところである。報告書にある「世界への情報発信力の強化」とは、テレビとIPによる外国語による国際放送を早期に開始し、編集の独自性を確保しつつ、子会社を設立して国際放送を実施することであり、財政支援も検討する必要があるとしている。しかし、公益と国益は時に相反する。国際放送が国策放送となっては世界から相手にされまい。編集権の独自性が保証されない限り、NHKおよびNHKの文字を冠した関連企業は、そうした国際放送に手を貸すべきではなかろう。外国人を対象とする英語による国際放送を否定するものではないが、発信する機関や財源と編集権について、さらに議論を深める必要がある。

### 4. 受信料制度は公平負担の上に成立つ

懇談会は「受信料制度の改革、徴収コストを削減し、価格を引き下げ、受信料支払い義務化実施、必要があれば、罰則化も検討すべし」とし、推進会議は「情報の対価」を主張する。NHKに対する信頼度は、最終的には受信料の収納に還元されよう。70%という数字をどう見るかである。NHK懇は受信料の支払い義務制を望んでいないが、「受信料は我が国の文化と民主主義を支え、成熟させる特殊な負担金である」といった綺麗ごとではもはや済まされない。罰則を含めた支払い義務化を前提に、公平負担の原則を貫くべきである。

2006年9月10日受付

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

takashim@shonan.bunkyo.ac.jp

†Bunkyo Univ., 253-8550, Japan

## 5. 関連企業の再編

報告書は「関連企業を含む NHK グループ全体の肥大化が不祥事と非効率を招いており、そのスリム化が必要である」としながらも、「国際放送、娯楽・スポーツ放送、伝送部門は子会社化すべし」とする。松原座長は新聞のインタビューに「本体で儲けずに子会社に儲けさせるという特殊法人の典型であり、利潤を本体にもっと還元させれば、受信料は安くなる」と答えているが事はそう簡単ではない。

NHK が関連企業の株式会社化を図ったのは、島会長の時代である。放送法改正により、関連会社に出資可能となり、法人を株式会社化し、副次収入拡大を図った路線は商業化、民業圧迫との批判を浴び、インターネットも放送補完利用に限定するなど業務範囲は制限された。当時、筆者も関連事業推進本部の主幹として4つの関連会社設立に関わり、役員として出向した経験を持つ。その際、実感したことはNHKを冠した株式会社の経営の難しさである。公共性を意識せざるを得ない事業では業務範囲が制限され、利益を追うだけでは済まされず、赤字決算をすれば「受信料から出資しているのに何事だ」との批判を浴びる。

関連会社への批判は絶えない。本体の業務の判別がつかない。番組制作子会社が業務をさらに下請けに出すなど、孫請け番組の品質管理が徹底していない、本体との間で随意契約が多く、癒着があるとも指摘されている。どのような業務を子会社化し、どこまでを株式会社(NHKエンタープライズなど)、関連会社(放送衛星システムなど)、公益法人(N響、厚生文化事業団など)とするか。自らが業務範囲を見直し、統合・整理を図る必要がある。

## 6. チャンネル数の削減は必要か

懇談会の主張に保有チャンネル数の削減がある。「現行8チャンネルは多過ぎ、5チャンネルのスリム化が良い」という。しかし、削減して余ったデジタル波をどうするのかについての議論はなされていない。視聴者はNHKの正常化を求めているが、チャンネル数の削減を求めているだろうか？現行のNHKのチャンネルは波としての特徴や役割を明確にしており、多くの視聴者がライフスタイルに合わせて、その豊かさを楽しんでいる。今後はデジタル化で生じた空き電波の有効活用を図り、チャンネル数を増やし、ハンディキャッパーやマイノリティのための多彩なサービスを展開すべきである。「チャンネル数の削減がコストダウンにつながり、組織のスリム化に貢献できる」というが、保有チャンネルの多寡が経営効率と結びつく世界では無い。

番組アーカイブのブロードバンド有料提供に関しては、NHKはすでにアーカイブスにセンターを設立し、ブロードバンド上での解放を進めつつあるが、著作権は放送局だけが持つものではない。放送に関わったすべての権利者がそれを共有しており、権利処理には膨大な労力とコストを伴う。こうした分野こそ関連会社が業務展開すべきであろう。

## 7. NHK のガバナンス強化

次ぐ不祥事が支払い拒否や保留の急増につながった。ここに至った最大の事由は、NHKのガバナンスにある。問題は芸能やスポーツの第一線プロデューサーが不祥事である。本来ならば、人、金、ものをチェックすべき立場の人間の犯罪である。今、NHKは「“約束”評価委員会」「業務点検・経理適正化委員会」「外部監査」等外部委員を委嘱し再発防止に努めているが、視聴者に分かり易い表現で、チェック機能を開示すべきである。それなくして再生はない。

阪神・淡路大震災では、国家の危機管理不備とデジタル時代の情報基盤の脆弱さが露呈した。NHK在職中、大震災直後の現場を経験したが、ランドラインは切断され、携帯電話(当時430万台普及)や臨時架設回線も輻輳現象で通じなかった。災害地での頼みの綱はバッテリーのラジオ、それも地域密着の県域免許FM局によるローカル情報であった。神戸のように外国人の多い街では、英語・ハングル・中国語の放送も欠かせない。音声多重放送が必要だった。ハイビジョンのニュース映像は、高速道路の脚柱の破損の状況を克明に映し出したが、その鮮明さは避難した被災者のプライバシーを侵害もした。インターネットからは善意の市民からの情報が寄せられ、多くの生命が救われ、ボランティア情報としても役立ったが、プロバイダはこうした情報に責任を持っていないというクレジットを付け加えた。6000人を越える死者の表示はTV・ラジオの限界を越えたが、インターネットで流された文字放送が安否情報として役に立った。災害情報で最も役立ったのは、信頼のおけるマス・メディアからの情報と避難所となった学校の先生の足で集めた情報、それと善意のインターネット情報であった。未曾有の災害を体験して、有線と無線が組合わさった情報の多重的基盤整備の必要性が痛感された。

懇談会報告に基づいて2011年以降における通信と放送の将来について考えてきたが、懇談会構成員を見ると、規制緩和、知的財産権、公企業論、情報通信、IT専門家で占められ、審議の過程を見てもNHKに関する審議は数回でしかない。それに追隨した推進会議も同様である。ネットワーク社会は今や汚染情報の吹き溜まりと化そうとしている。情報の泥海にこそ公共放送は必要とされよう。NHKは80年を越える年月の積み重ねの上にある国民が共有する「文化」であり「財産」である。失うは安く、取り戻すのは容易ではない。多チャンネル時代を迎えても、コンテンツが「一望の荒野」のごとき状況となっては何もならない。



たかしま ひでゆき  
**高島 秀之** 1960年3月東京大学文学部卒業。同年4月NHK入局。ディレクター、プロデューサーなどを経て1996年4月より茨城大学人文学部教授、文部省メディア教育センター教授(併任)、東京大学教育学部講師(兼任)を経て、1999年4月より文教大学情報学部教授。2005年より大学院情報学専攻科教授を兼ね、「マルチメディア・コンテンツ特論」等を担当。